

預金規定改訂のお知らせ

当金庫は、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」、および2020年4月に施行される「民法の一部を改正する法律」等を踏まえ、令和2年3月31日より預金規定を改訂いたします。改定後は、新規取引開始時において、取引の目的やお客様に関する情報をより詳細に確認させていただく場合がございます。また、すでに取引のあるお客様においても、取引の内容や状況等に応じ、同様に、取引の目的やお客様に関する情報等を窓口や郵送等により再度確認させていただく場合がございます。確認にあたり各種確認資料等の提示をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

当金庫からの資料の提出や各種確認事項の依頼において、正当な理由がなく適切に対応いただけない場合、在留期間超過の場合、およびマネー・ローンダリング及びテロ資金等に抵触の恐れがある場合は、取引をお断りさせていただく場合や、取引を制限させていただく場合がございます。

なお、改定後の預金規定は、すでに取引をいただいているお客様にも適用いたします。
ご理解とご協力をお願いいたします。

○対象となる主な預金等規定

総合口座取引規定、普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金 共通規定、普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金・通知預金 共通規定、通知預金規定、当座勘定規定（一般）、当座勘定規定（専用約束手形口用）、当座勘定共通規定、定期預金共通規定、積立定期預金・新型積立定期預金共通規定、新型積立定期預金規定、定期積金規定

○主な改定内容

（例：流動性預金規定）

I 普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金・通知預金 共通規定について、以下の条項を新設、一部追加をします。

ア 「取引制限」条項の新設

7（取引の制限等）

(1)当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限まで回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内

容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3)1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4)前3項に定めるいずれの取引の制限についても、本人からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

イ 「規定の変更等」条項の新設

8 (規定の変更等)

(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページ掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

ウ 「成年後見人等の届け出」条項を一部追加（下線部分を追加）

2 (成年後見人等の届け出)

(1)家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合にも、同様に届出てください。

(2) (3) (4) (5) 省略

Ⅱ 普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金・ 共通規定について、以下の条項を一部追加・変更します。

ア 「解約」条項の一部追加・変更（下線部を追加・変更）

4 (解約等)

(1) 省略

(2)次の各項一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が後記「普通預金（無利息預金を含む）・納税準備預金・貯

蓄預金・通知預金 共通規定」第5条第1項に違反した場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合

⑤前4項に定めるいずれの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの資料の提出や各種確認の依頼に応じない場合

⑥普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金・通知預金 共通規定第7条第1項2項3項に定める取引等の制限が1年以上にわたって解消されない場合

(3) (4) (5) 省略

(例：定期性預金)

定期預金 共通規定について、「預金の解約、書替継続」条項について一部追加・変更します。（下線部を追加・変更）

3（預金の解約、書替継続）

(1)この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) (3) (4) (5) (6) 省略